

ふじみ野市地域公共交通活性化協議会規約（案）

■ 新旧対照表

新 改正後	旧 改正前
(略) (所掌事務) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (略) (3) 活性化再生法第5条の規定による地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。 (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (5) 地域公共交通計画に定められた事業の実施に関すること。 (略) 附 則 この規約は、平成27年6月23日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この規約は、令和6年7月8日から施行する。 附 則 この規約は、令和8年 月 日から施行する。	(略) (所掌事務) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (略) (3) 活性化再生法第5条の規定による地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定及び変更の協議に関すること。 (4) 形成地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (5) 形成地域公共交通計画に定められた事業の実施に関すること。 (略) 附 則 この規約は、平成27年6月23日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この規約は、令和6年7月8日から施行する。 (追加)